

令和7年度（2025年度）

「いじめ防止基本方針」

学校法人 霞ヶ浦高等学校

霞ヶ浦高等学校

霞ヶ浦高等学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための基本的な方針

(1) 基本理念

- ・いじめは、いじめを受けている生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、組織的且つ総合的に推進する。
- ・本校では、「いじめは絶対に許さない」という共通認識のもと、教職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、教職員が一体となって対処する。
- ・いじめの防止等のための対策は、すべての生徒が安心して安全な環境のもとで学校生活を送り、さまざまな活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、いじめを放置することがないように、また、いじめは許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるように指導を展開する。

(2) いじめの禁止

- ・生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

- ・本校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。また、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する義務を有する。

2 いじめ防止等のための対策となる事項

(1) いじめの未然防止

- ア 本校の校訓である「至誠」「自由」「責任」「敬愛」「勤勉」を基本理念に、教職員が一体となって教育活動に取り組み、豊かな人間性や他者を尊重する態度を育む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 日々の授業を通して、知識を獲得し社会への関心を高め、自らの目標達成に向けて努力する資質や能力を高める。さらに、他者との関りから自己指導能力を高め、いじめに向かわない態度や能力を育成する。
- エ 特別活動の中で、任された役割や責任を果たす経験から自己有用感や自己存在感を高める。また、多様な経験を通して、自律する力や判断力を身につけさせ、生徒の規範意識を高める。
- オ 日頃から生徒と接する機会を多くもち、信頼関係を構築し、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、個別面談の際にいじめの被害を受けていないか等を確認し、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用する。
- カ インターネットを通じて行なわれるいじめを未然に防止し、生徒がインターネットを適切に使用し対処できるように、「情報モラル講話」・「講演会」・「生徒集会」「ホームルーム指導」等を行う。

(2) いじめの早期発見

ア いじめ調査等

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。
 - (ア) 学校生活アンケート・・・年3回(6月・9月・2月の予定)
 - ※必要な場合は「臨時アンケート調査」を実施
 - (イ) 保護者対象アンケート調査・・・年2回(7月・10月)
 - (ウ) 学級担任面談等による生徒からの聞き取り調査・・・年3回(7月・10月・1月)
 - (エ) スクールガーディアン^{※1}の活用

イ いじめ相談体制

- ・いじめを早期発見するため、生徒に対する定期的な調査を次の通り相談体制の整備を行う。
 - (ア) 学級担任・学年担当者・学年主任・授業担当者部活動顧問による生徒観察と情報共有
 - (イ) 学年運営委員会との連携
 - (ウ) 「教育相談係」・「スクールカウンセラー」の活用
 - (エ) 保護者との連携及び相談窓口の周知

ウ 教職員の資質向上

- ・教職員がいじめを積極的に「認知」できるようにするため、いじめの未然防止や早期発見のための校内研修等を実施し、教職員の資質の向上を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめに関わる相談や情報提供があった際には、関係生徒及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの有無を判断する。
- イ いじめを確認した場合、被害生徒を守り通すことを第一とし、全教職員が協力して該当生徒の心のケアに努める。併せて、該当生徒の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに家庭での見守りを依頼する等、協力して対応する。
- ウ いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、生徒と保護者を支援する。
- エ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を行う。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

- ・法に規定される重大事態が生じた場合、次の対処を行う。
 - ア 重大事態が発生したことを、茨城県私学振興室を窓口として茨城県知事へ報告する。
 - イ 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
 - ウ 調査結果は、いじめを受けた生徒・保護者に対し、適時、適切な方法で説明する。併せて、被害生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。
 - エ 調査結果については、学校の設置者と茨城県私学振興室を窓口として茨城県知事へ報告する。
 - オ 当該事態の事実^{※1}に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(5) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の5点を学校評

価の項目に加え、適性に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの未然防止に関する取り組みに関すること。
- イ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ウ いじめへ対処するための取り組みに関すること。
- エ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
- オ いじめの取り組みについて関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるか検証し、学校の基本方針や年間計画等について体系的に見直し、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。

(6) 霞ヶ浦高等学校いじめ防止対策室の設置

- ・いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策室」を設置する。

ア 委員会は、次の者で構成する。

構成員は校長・教頭・教務主任・生徒指導部長・学年主任・養護教諭・いじめ対策室長とし、その他校長が必要と認める者（専門的な知見を有する者など）を臨時に構成員とすることができる。

イ 校長は会議を総理し、会議を代表する。

ウ 会議は次にあげる事務を所掌する。

(ア) 年間計画で行なわれているアンケート等の案件の中で気になる部分を取り上げ、検証する。
また、年間計画の取り組みを分析・修正する。

(イ) いじめの未然防止や早期発見に関すること（アンケート調査・教育相談等）

(ウ) いじめの確認とその対応に関すること。

(エ) いじめ問題の具体的対応を検討すること。

(オ) いじめの相談窓口として相談を受けること。

エ 会議は校長が召集する。

オ 会議は次のように召集する。

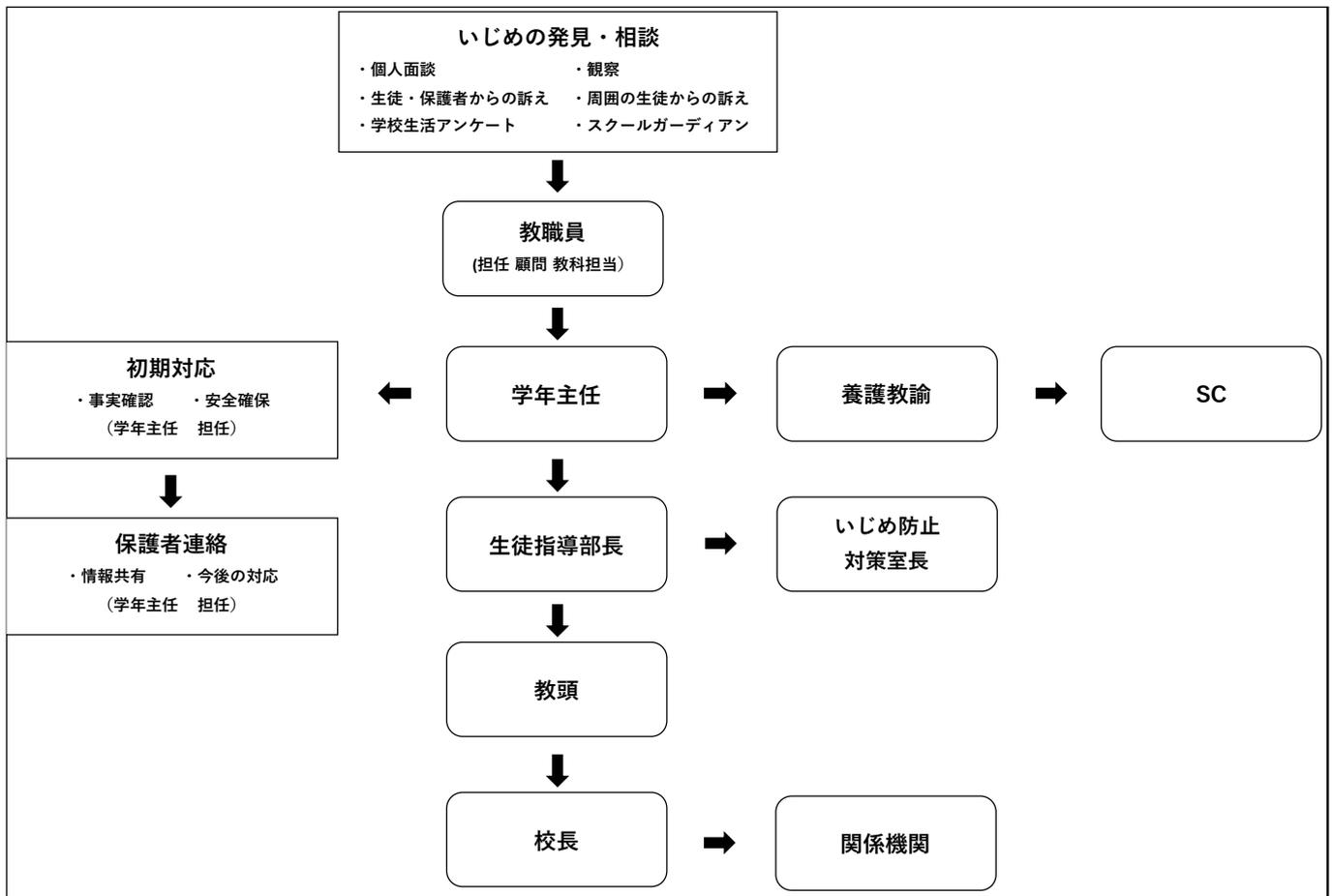
- ・いじめの兆候や、兆候がないまでも校長が必要と判断した時は、その都度行なうようにする。

※1 スクールガーディアン：学校非公式サイト（裏サイト）のパトロールをはじめ、学校生活上の課題となりうるインターネットでの個人情報流出や、ネットいじめへの対策、ソーシャルメディアの活用について学校関係者をトータルにサポートするコンサルティングサービスのこと。

資料1 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	年間計画・指導方針の策定	職員研修	いじめ対策室会議			いじめ対策室会議					いじめ対策室会議	総括・次年度計画の立案
	職員会議											
未然防止へ向けた取組	校長講話	PTA総会		校長講話		校長講話			校長講話	校長講話		校長講話
	いじめ防止対策保護者への周知	情報モラル講話				命の大切さ講話	性教育講話					新入生ガイダンス
	ウェルカムキャンプ・歩く会	いじめ防止講話	帆掛祭				学年運動会				修学旅行	
学級経営・魅力ある授業												
早期発見へ向けた取組	個別面談	学年懇談会	学校生活アンケート	保護者面談		学校生活アンケート	保護者アンケート			三者面談	学校生活アンケート	
				保護者アンケート								
学年運営委員会・学年会議・生徒指導部会議												
スクールガーディアンの活用 情報共有												

資料2 初期対応フローチャート



<参考資料>

- ・いじめ防止対策推進法（概要）参照
- ・いじめの防止等のための基本的な方針
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- ・茨城県いじめ防止基本方針

<後 記>

- ・平成26年2月5日策定（平成26年度開始4月以降適用）
- ・令和7年4月1日改定